

# 障がい者への虐待を 解決するための支援

1

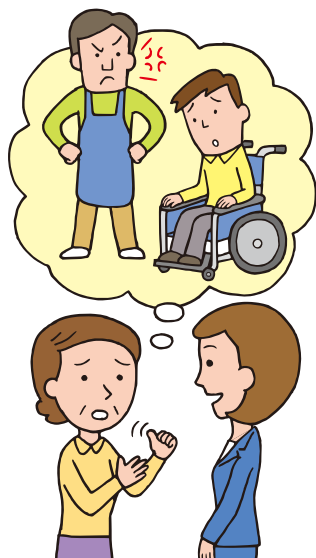
## 家庭内での虐待に対する支援



家族等の養護者からの暴力または暴言や障がい者の財産の使い込みなどの経済的な虐待があった場合、成年後見人等に就任することにより、その財産を守ることができます。また、養護者の抱える事情、たとえば養護者自身の経済的困窮からの財産の使い込みであれば、養護者の経済的な立ち直りについても裁判や債務整理や生活保護の同行申請などで支援いたします。

## 2

## 施設内での虐待に対する支援



施設に入所中の障がい者の場合、最近、元気がない、様子がおかしいということを感じられたら、ぜひご相談ください。

私たちは、成年後見人等の業務を通じて、数多くの障がい者の方々と接する機会があります。障がい者の方からの話を丁寧に聞き取り、その方の抱える問題について、法的手続きはもちろんのこと、悩みや困難を地域の適切な機関と連携して、対応することができます。

## 3

## 職場内での虐待に対する支援

障がい者の方の障がい特性についての理解のない職場では、職場の同僚や上司からのいじめがあったり、理不尽な退職を迫られたりするなどの被害にあいがちです。

労働裁判や、裁判外紛争処理（ADR）手続などの支援により障がい者の方に、寄り添いながら、障がい者の方が生き生きと仕事ができる環境整備のお手伝いをすることができます。

